

警北海発第440号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成30年9月27日

警察共済組合北海道支部長 和田 昭 夫

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称び数量

福利厚生情報システム改元対応委託業務 一式

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成30年11月1日から平成31年4月30日まで

(4) 履行場所

北海道警察本部警務部厚生課内(北海道札幌市中央区北2条西7丁目)

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 北海道内に事業所を有すること。

(5) 国際標準化機構IS09001を取得していること。

(6) 国際標準化機構IS027001の認証取得事業者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾業者のいずれかに適合し、若しくはこれらと同等の情報セキュリティ管理システムを確立していること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年9月27日（木）から同年10月11日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
警察共済組合北海道支部総務係(北海道警察本部警務部厚生課内)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

警察共済組合北海道支部（北海道警察本部警務部厚生課内）

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目

警察共済組合北海道支部(北海道警察本部警務部厚生課ミーティングルーム)

(2) 入札日時 平成30年10月19日(金)午後4時00分

- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 7 契約保証金
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 4に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、警察共済組合本部のホームページ (<http://www.keikyo.jp>) においてダウンロードすることができる。
- 9 送付による入札の可否
認めない。
- 10 落札者の決定方法
地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府令第1号)第28条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 11 落札者と契約の締結を行わない場合
(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- 12 契約書作成の要否
要
- 13 その他
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名称 警察共済組合北海道支部
イ 所在地 郵便番号060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部警務部厚生課内
ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2806
(4) 前金払はしない。
(5) 概算払はしない。
(6) 部分払はしない。
(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
(9) この入札の執行は、公開する。
(10) 詳細は、入札説明書による。
なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

入札説明書

この入札説明書は、平成30年9月27日付け警北海発第440号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

- 1 契約担当者等
警察共済組合北海道支部長 和田 昭 夫
- 2 入札に付する事項
 - (1) 契約の目的の名称及び数量
福利厚生情報システム改元対応委託業務 一式
 - (2) 契約の目的の仕様その他の明細
業務委託処理要領による。
 - (3) 契約期間
平成30年11月1日から平成31年4月30日まで
 - (4) 履行場所
北海道警察本部警務部厚生課内（北海道札幌市中央区北2条西7丁目）
- 3 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 北海道内に事業所を有すること。
 - (5) 国際標準化機構IS09001を取得していること。
 - (6) 国際標準化機構IS027001の認証取得事業者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾業者のいずれかに適合し、若しくはこれらと同等の情報セキュリティ管理システムを確立していること。
- 4 制限付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 平成30年9月27日（木）から同年10月11日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
警察共済組合北海道支部総務係（北海道警察本部警務部厚生課内）
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所
警察共済組合北海道支部（北海道警察本部警務部厚生課内）
- 6 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目
警察共済組合北海道支部
（北海道警察本部警務部厚生課ミーティングルーム）
 - (2) 入札日時 平成30年10月19日（金）午後4時00分
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。

- 7 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 8 契約保証金
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- 9 送付による入札の可否
認めない。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
 - (1) 無効入札
開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 落札者の決定方法
地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府例第1号）第28条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
 - (3) 落札者と契約の締結を行わない場合
ア 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
イ 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
 - (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
 - (5) 契約に関する事務を担当する組織
ア 名称 警察共済組合北海道支部
イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目（北海道警察本部警務部厚生課内）
ウ 電話番号 011-251-0110 内線2806
 - (6) 前金払
前金払はしない。
 - (7) 概算払
概算払はしない。
 - (8) 部分払
部分払はしない。
 - (9) 入札の取りやめ
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
 - (10) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
 - (11) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
 - (12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を警察共済組合北海道支部に提出し、警察共済組合北海道支部が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、警察共済組合北海道支部が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

競争入札心得

(総則)

第1条 警察共済組合北海道支部が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

~~一(入札保証金等)~~

~~第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に警察共済組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。~~

~~2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。~~

~~3 入札保証金に代える担保として定期預金債券を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。~~

~~4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。~~

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を記載して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

~~2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99条)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2号に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「—————」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。~~

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任状)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- ~~(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札~~
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- ~~(8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったもの~~
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、広告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札のした者を落札者とします。~~ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。~~

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

~~（最低価格の入札者を落札者としめない場合）~~

第11条 ~~開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。~~

~~(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。~~

~~(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。~~

~~2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。~~

~~3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。~~

~~（注）この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。~~

~~（入札保証金等の返還）~~

第12条 ~~落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。~~

~~2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。~~

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、警察共済組合北海道支部長の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に警察共済組合北海道支部長に提出しなければなりません。ただし、警察共済組合北海道支部長から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第14条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置

を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

- 2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができますものとし、この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(入札保証金等の帰属)

~~第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、警察共済組合に帰属します。~~

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を警察共済組合北海道支部に納付しなければなりません。

~~（契約保証金等）~~

~~第16条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に警察共済組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。~~

~~2 前項の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約あるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日）までの期間以上のものでなければなりません。~~

~~3 契約保証金に代える担保として定期預金債券を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。~~

~~4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を契約期間の終期（目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限）までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。~~

~~（入札保証金等の充当）~~

~~第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。~~

(談合情報に対する対応)

第18条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の聴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

- 2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除する場合があります。

(入札の取りやめ等)

第19条 警察共済組合北海道支部長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第20条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により警察共済組合北海道支部長に連絡すること。

(2) 入札執行中にあつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第21条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除する場合があります。

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

警察共済組合北海道支部長 様

申請者

登録番号	
------	--

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名



平成30年9月27日付け、警北海発第440号の公告による制限付一般競争入札に参加したいので、関係書類を添付のうえ、資格審査を申請します。

なお、この申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

入札事項 福利厚生情報システム改元対応委託業務契約

※ 添付する関係書類は、別紙「提出書類等一覧」のとおりとする。

別紙

提出書類等一覧

制限付一般競争入札参加資格審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出してください。

区 分	備 考
北海道内に事業所を有すること	○ 事業所等申出書
国際標準化機構 ISO9001を取得していること。	○ 証明書の写し ※ 付属書の写しを添付すること。
国際標準化機構 ISO27001の認証取得事業者又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾業者のいずれかに適合し、若しくはこれらと同等の情報セキュリティ管理システムを確立していること。	○ 証明書の写し ※ 付属書の写しを添付すること。
その他警察共済組合北海道支部長が必要と認める書類	

- ※ 提出を受けた書類・資料は返却しません。
- ※ 提出期限 平成30年10月11日(木)
- ※ 警察共済組合北海道支部が補足資料の提出を求めた場合は、速やかに対応すること。

平成 年 月 日

警察共済組合北海道支部長 様

住所
申請者
氏名

印

事業所等申出書

制限付一般競争入札の参加にあたり、下記のとおり北海道内に本店（支店、営業所）が所在することを申出いたします。

記

1 所在地

2 名称

3 電話番号等

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 福利厚生情報システム改元対応委託業務
- 2 委託期間 平成30年11月1日から平成31年4月30日まで
- 3 業務委託料 金 円(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
各団体の業務委託料内訳は、下記のとおりとする。

団 体 名	業務委託料
警 察 共 済 組 合 北 海 道 支 部	円
一 般 財 団 法 人 北 海 道 警 察 職 員 互 助 会	円
警 察 職 員 生 活 協 同 組 合 北 海 道 支 部	円

- 4 契約保証金 免除する。

上記委託業務について、委託者（甲）、委託者（乙）及び委託者（丙）（以下「委託者」という。）と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を4通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

委託者（甲） 札幌市中央区北2条西7丁目
警察共済組合北海道支部
支部長 和田 昭 夫

委託者（乙） 札幌市中央区北2条西7丁目
一般財団法人北海道警察職員互助会
理事長 伊 藤 隆 行

委託者（丙） 札幌市中央区北2条西7丁目
警察職員生活協同組合北海道支部
支部長 伊 藤 隆 行

住所
受託者 氏名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙1「業務委託処理要領」(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

- 第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

- 第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者及び要領に定める要件を具備した業務処理技術者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者及び業務処理技術者を変更した場合も、同様とする。
- 2 業務処理責任者は、受託者の業務遂行に関する一切の事項を処理し、業務遂行につき受託者を代理する権限を有するものとする。
- 3 業務処理責任者は、業務処理技術者の監督、指導及び連絡の任にあたり、委託者の定めた業務担当員に対する連絡等を行うものとする。
- 4 業務処理責任者と業務処理技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

- 第6条 委託者は、業務処理責任者又は業務処理技術者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

- 第7条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し書面により通知するものとし、業務委託料の額又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければな

らない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(施設の使用等)

第8条 委託者は、受託者が委託業務を処理するために要する室を指定し、及び別表に掲げる備品を受託者に無償で供与するものとする。

2 受託者は、指定された室及び供与された備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。その故意又は過失により亡失・損傷等した場合はその責を負う。

3 受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

4 受託者は、供与された備品が不要となったときは、速やかに、委託者に返還しなければならない。

5 委託業務の処理に必要な経費は、すべて受託者が負担する。

(調査等)

第9条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(報告義務)

第10条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、委託者又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(業務結果の報告)

第11条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、要領に定める書面及び成果品を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により提出された書面及び成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 成果品の引渡しは、第2項による委託者の合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第12条 受託者は、成果品の引渡し完了したときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者に支払うものとする。

3 業務委託料の支払場所は、委託者の勤務の場所とする。

(引渡し前における成果品の使用)

第13条 委託者は、第11条第1項又は第14条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果品の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第14条 成果品について、委託者が要領において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを

指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第11条の規定を準用する。この場合において、第11条中「委託業務」とあるのは「指定部分に係る委託業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合のほか、成果品の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。

3 第11条の規定は、前項の規定により引渡しを受けた場合について準用する。この場合において、第11条中「委託業務」とあるのは「引渡部分に係る委託業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と読み替えるものとする。

（瑕疵担保）

第15条 成果品に瑕疵があるときは、委託者は、受託者に対し相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、委託者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第11条第4項の規定による引渡しの日から1年以内にこれを行わなければならない。

（履行遅滞）

第16条 受託者は、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、委託者に対し、その理由を付した書面により委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、協議の上書面をもって定めるものとする。

2 前項の場合において、その理由が受託者の責めに帰すべきものであるときは、受託者は、延長前の委託期間の満了の日の翌日から委託業務の完了の日までの日数に応じ、業務委託料の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た額の違約金を委託者に支払わなければならない。

3 委託者は、その責めに帰すべき理由により第12条第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

（検査の遅延）

第17条 委託者が、その責めに帰すべき理由により第11条第2項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第12条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条第3項の規定を適用するものとする。

（秘密の保持）

第18条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（委託者の解除権）

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。

(3) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないものと認められるとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第20条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第24条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第24条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第24条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）にお

ける受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府、文部省、自治省令第1号)第30条第2項による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)

- (6) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第19条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(第19条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当初契約保証金又は担保をもって第1項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

第21条 委託者は、第19条及び第20条に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(受託者の解除権)

第22条 受託者は、委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(損害賠償)

第23条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたと

きは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

第24条 受託者は、この契約に関して、第20条各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の額の10分の2に相当する額を超えるとときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第25条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(個人情報の保護)

第26条 受託者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(契約に定めのない事項)

第27条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第 2 秘密の保持

- 1 受託者は、この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、その使用する者が、この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 3 目的外収集・利用の禁止

受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

第 4 第三者への提供制限

受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録されている資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

第 5 複写、複製の禁止

受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録されている資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

第 6 提供資料等の返還等

受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者から提供された個人情報が記録されている資料等を、事務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

第 7 契約解除及び損害賠償

委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

入 札 書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 業務名

福利厚生情報システム改元対応委託業務

入札説明書等記載の条件、競争入札心得、契約条項その他警察共済組合北海道支部が示した条件を承諾のうえ、上記の金額で入札致します。

平成 年 月 日

住 所

入 札 者

氏 名

印

警察共済組合北海道支部長 様

入 札 書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 業務名

福利厚生情報システム改元対応委託業務

入札説明書等記載の条件、競争入札心得、契約条項その他警察共済組合北海道支部が示した条件を承諾のうえ、上記の金額で入札致します。

平成 年 月 日

住 所

入 札 者

氏 名

住 所

代 理 人

氏 名

印

警察共済組合北海道支部長 様

入 札 書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 業務名

福利厚生情報システム改元対応委託業務

入札説明書等記載の条件、競争入札心得、契約条項その他警察共済組合北海道支部が示した条件を承諾のうえ、上記の金額で入札致します。

平成 年 月 日

住 所

入 札 者

氏 名

住 所

代 理 人

氏 名

住 所

復代理人

氏 名

印

警察共済組合北海道支部長 様

委任状

平成 年 月 日

警察共済組合北海道支部長 様

住 所

氏 名

印

私は (住所)

(氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

平成30年10月19日 警察共済組合北海道支部が行う

福利厚生情報システム改元対応委託業務契約 に係る

競争入札及び見積に関する一切の件。

委任状

平成 年 月 日

警察共済組合北海道支部長 様

住 所

氏 名

印

私は (住所)

(氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

平成30年10月19日 警察共済組合北海道支部が行う

福利厚生情報システム改元対応委託業務契約 に係る

競争入札及び見積に関する一切の件並びに復代理人の選任に関する件。

委任状

平成 年 月 日

警察共済組合北海道支部長 様

住所

氏名

代理人 住所

氏名

印

私は (住所)

(氏名)

を復代理人と定め、次の権限を委任します。

記

平成30年10月19日 警察共済組合北海道支部が行う

福利厚生情報システム改元対応委託業務契約 に係る

競争入札及び見積に関する一切の件。

別記

警察共済組合北海道支部入札執行傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の 10 分前まで、所定の入札執行傍聴受付簿に氏名、住所、及び電話番号を記入し、傍聴整理券を受領してください。
なお、受付は先着順で行い、定員（5名）になり次第終了します。（30分前から受付）
- (2) 入札会場に入室する際には、傍聴整理券を担当者に提示し、確認を得たうえで、指示に従って入室してください。
- (3) 入札会場において、写真撮影、録画、録音などを行う場合は、事前に申し出てください。ただし、これら写真撮影等は入札執行の宣言の前までとします。

2 傍聴する際の留意事項

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手などは行わないでください。
- (2) 入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。入札執行中に退室される方は、担当者に傍聴整理券を返還し、静かに退室してください。
- (3) 入札会場において、飲食などはしないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音などを行う方は、指示された事項を守ってください。
- (5) 入札執行の秩序を乱したり、入札執行を妨害するようなことはしないでください。

3 入札執行の秩序の維持

- (1) 2の事項のほか、傍聴される方は、入札執行者及び担当者の指示に従ってください。
なお、傍聴の要領について、不明な点があれば、担当者にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方がこの要領に定められたことをお守りいただけない場合は、注意することとしており、なおこれに従わない場合には、退場していただくこともあります。
- (3) (2)に該当された方については、今後行われる入札の傍聴をお断りする場合があります。

業務委託処理要領
(福利厚生情報システム改元対応委託業務(案))

警察共済組合北海道支部

一般財団法人北海道警察職員互助会

警察職員生活協同組合北海道支部

1 基本的事項

1.1 委託業務名

福利厚生情報システム改元対応委託業務

1.2 目的

天皇の退位等に関する皇室典範特例法が公布され、平成 31 年 5 月 1 日に改元がなされる予定であることから、福利厚生システムの各機能における新元号への対応を整備するため、業務を委託するものである。

1.3 用語の定義

本書で用いる用語については、以下の表に示す。

表 1.3-1 用語の定義

項番	用語	説明
1	厚生システム	福利厚生情報システムの略称
2	委託者	警察共済組合北海道支部、一般財団法人北海道警察職員互助会及び警察職員生活協同組合北海道支部の3団体
3	受託者	業務委託処理要領による委託契約の相手方
4	業務担当員	委託業務の執行につき、契約の適正な履行の確保を図るために定められた者

2 業務の概要

2.1 厚生システムの概要

厚生システムは、警察共済組合北海道支部、一般財団法人北海道警察職員互助会及び警察職員生活協同組合北海道支部の3団体共同で運用され、北海道警察本部警務部厚生課に機器を設置するクライアントサーバシステムであり、「組合員会員管理」、「給付金システム」及び「貸付・物資システム」等が稼働運用中である。

2.2 委託業務の範囲

委託業務の範囲を以下に示す。

- (1) 改修対象業務・機能の調査
- (2) 基本設計、詳細設計
- (3) 開発・テスト
- (4) システムリリース・データ移行

2.3 厚生システム開発言語等

厚生システムで使用している主要な機器構成、開発言語等は、以下の通りである。

表 2.3-1 サーバ

区分	開発言語等
アプリケーションサーバ	Windows Server 2012 R2
バックアップ・ファイルサーバ	Windows Server 2012 R2
2次バックアップサーバ (NAS)	Windows Storage Server 2012 R2

表 2.3-2 端末装置

区分	開発言語等
OS	Windows 10 Professional (64bit)
オフィスツール	Microsoft Office 2016

表 2.3-3 開発言語

区分	開発言語等
開発言語	Visual Studio 2015 Visual Basic 2015
.Net Framework	.Net Framework 4.5
帳票作成ツール	WingReport V3.1
画面グリッドツール	Spread for .Net 8.0J MultiRow for .Net 8.0J

表 2.3-4 その他

区分	開発言語等
サーババックアップソフト	ActiveImage Protector 3.5

2.4 期間

契約期間は、平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までとする。

2.5 成果品

成果品は、「表 2.5-1 成果品一覧」のとおりとする。

表 2.5-1 成果品一覧

提出書類等名	紙媒体(A4)	CD-R又はDVD-R
プログラムマスタ		1 式
ソースファイル		
実行ファイル		
既存ドキュメントに係る修正分		
概要設計書	1 部	
詳細設計書		
動作試験報告書		
システム動作試験結果報告書	1 部	

3 委託業務の要件

3.1 業務処理責任者及び業務担当技術者

受託者は、業務の処理について業務処理責任者及び業務処理技術者を定め、別紙①「業務処理責任者等名簿」に別紙②「業務処理技術者経歴書」及び資格者の写しを添えて、委託者に提出すること。

業務処理技術者は、経済産業大臣の認定するソフトウェア開発技術者又はテクニカルエンジニア（データベース）以上の公的資格を有する者、もしくは Microsoft Visual Studio 2015（Visual Basic）及び Microsoft SQL Server での開発経験を 1 年以上有する者とし、業務処理責任者と兼ねることができる。

3.2 業務処理体制

業務を処理するに当たっての業務処理環境・供与物品等は委託者が別に指定するものとする。

3.3 委託業務内容

受託者は、以下の作業を実施すること。

3.3.1 改修対象業務・機能の調査

改元に対応していない業務、及び機能について調査を行い、改修対象となる業務、機能をまとめること。

3.3.2 基本設計、詳細設計

改修対象となる業務、機能について、下記の機能要件を満たした上で、基本設計、詳細設計を行うこと。

- ・ 和暦変換等の日付処理が新元号に対応できること。
- ・ 改元後も旧元号が使用でき、和暦変換等の日付処理が正しく行えること。
- ・ 将来の改元の際にシステム改修を必要とせず、簡易に対応可能であること。

3.3.3 開発・テスト

基本設計、詳細設計を基にプログラムの改修作業を行うこと。

テストは、単体テストの他に、業務運用を想定した結合テストを実施するものとする。

3.3.4 システムリリース・データ移行

改修を行ったプログラムについて、リリース作業を行うこと。データ移行が必要な場合は、既存データの変換方法、移行要領の策定、例外データ等の処理方法等に関する手順書を作成した上で実施すること。

3.3.5 実績報告書の提出

受託者は、本業務が完了したときに別紙③「実績報告書」により委託者に業務の完了を報告すること。また、「実績報告書」には「成果品一覧」に示した品目を添付すること。

4 留意事項

業務の実施に当たっては、委託者の業務に支障が生じないように、システムの安全性及び安定性の確保に努めるとともに、以下の事項を厳守すること。

4.1 機器への接続及びデータ等の取扱い

業務担当員の指示又は許可を受けた場合を除き、サーバ装置への接続、データ・ファイルの操作、消去、複写、改変、抽出、保存等を行ってはならない。

また、データ・ファイルの持ち出しを禁止する。

4.2 記録媒体等の取扱い

端末機室への電子計算機（携帯情報端末装置を含む。）及び電子媒体（メモリカード、メモリスティック等を含む。）等の持ち込みを原則禁止する。

受託業務を行うために記録媒体等の持ち込みが必要な場合は、委託者に対し、その都度、事前に許可申請を行い、委託者が承認した場合に限り、これを持ち込むことができるものとし、業務担当員の立会のもとに使用すること。

4.3 携帯電話等の使用禁止

端末機室においては、携帯電話及びカメラ（携帯電話に付属のものを含む。）の使用を原則禁止する。

受託業務を行うために携帯電話等の持ち込みが必要な場合は、委託者に対し、その都度、事前に許可申請を行い、委託者が承認した場合に限り、これを持ち込むことができるものとし、業務担当員の立会のもとに使用すること。

4.4 勤務場所の管理

勤務場所は、常に清掃及び整理・整頓するとともに、貸与品の適正な管理に努めること。また、火気の使用は禁止する。

4.5 業務資料の取扱い

受託業務の実施に当たり、委託者が提供する資料及び受託者が受託業務に関連して作成した資料は、その取扱いに十分注意し、管理を厳重にするとともに、他の目的のために使用してはならない。

また、業務処理の必要上、資料を複写又は外部へ持ち出す場合は、あらかじめ委託者の了解を得ること。

4.6 その他

受託業務の実施に当たり、委託者と綿密な連絡をとり、その指示に従うものとする。なお、受託業務に関する協議、打ち合わせ等に必要経費は、受託者の負担とする。

別紙①

業務処理責任者等名簿

平成 年 月 日

様

受託者 住 所
社 名
代 表 者

印

業務に従事する業務処理責任者等を次のとおり選任しましたので通知します。

名 称	(カナ氏名) 氏 名	生年月日	現 住 所	備 考
業務処理責任者	-----			
業務処理技術者	-----			

- ※ この名簿は、業務処理責任者等を変更の都度提出すること。
- 備考欄には、業務処理責任者等の資格、実務経験等を記載すること。
- 業務委託処理要領に定める業務処理技術者経歴書及び資格者証の写しを添付すること。

別紙③

実 績 報 告 書

平成 年 月 日

警 察 共 済 組 合 北 海 道 支 部 長
一 般 財 団 法 人 北 海 道 警 察 職 員 互 助 会 理 事 長 様
警 察 職 員 生 活 協 同 組 合 北 海 道 支 部 長

住 所
受 託 者
氏 名

業務名 福利厚生情報システム改元対応委託業務

平成 年 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、報告します。

記

- 1 業務完了年月日
- 2 業務内容
- 3 その他